

「R4-8国営武蔵丘陵森林公園運営維持管理業務 実施要項(案)等」に対する意見

		ご意見	回答
NO	要項案における該当箇所	ご意見	
1	実施要項 ○実施要項(案) p.10 1.2.5 収益施設等設置管理運営業務	「自主事業のうち、本公園の基本計画等との整合が図られ、かつ優良な投資を伴う提案に限っては、…飲食・物販施設等を新設し、管理運営することができる。」について、既に飲食・物販施設等を新設・管理運営を行っている者であることを考慮したうえで、審査・評価いただけるような措置を希望します。	この記載の有無によって優劣が付くわけでもないので原文のままとします。
2	実施要項 ○実施要項(案) p.10 1.2.5 収益施設等設置管理運営業務 ○実施要項(案) p.40 5.1.3 加算点項目審査	実施要項(案)1.2.5収益施設等設置管理運営業務では、「ただし、自主事業である飲食・物販施設等の設置運営においては、収益の一部を国営公園の利用促進及び利便性向上等に寄与するものに支出するものとし、その内容について企画書において提案するものとする。」とされ、実施要項(案)10)自主事業の提案では、「自主事業の実施内容について公園の目的・魅力の向上の観点から、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある自主事業の方法が示されているか。収益の一部を支出して行う国営公園の利用促進及び利便性向上等に寄与する内容について示されているか。」とされているが、実施要項(案)10)自主事業の提案については、「自主事業である飲食・物販施設等の設置運営においては、収益の一部を支出して行う国営公園の利用促進及び利便性向上等に寄与する内容について示されているか。」と記載していただきたい。	ご意見を踏まえ、5.1.3加算点項目審査については、「自主事業である飲食・物販施設等の設置運営においては、利益の一部を支出して行う国営公園の利用促進及び利便性向上等に寄与する内容について示されているか。」へ修正します。
3	募集要項 ○実施要項(案) p.10 4パラ 1.2.5 収益施設等設置管理運営業務	「ただし、自主事業である飲食・物販施設等の設置運営においては、収益の一部を国営公園の利用促進及び利便性向上等に寄与するものに支出するものとし、その内容について企画書において提案するものとする。」については、「～利益の一部～」と記載していただきたい。	ご意見を踏まえ、1.2.5 収益施設等設置管理運営業務については、「ただし、自主事業である飲食・物販施設等の設置運営においては、利益の一部を国営公園の利用促進及び利便性向上等に寄与するものに支出するものとし、その内容について企画書において提案するものとする。」へ修正します。
4	実施要項 ○実施要項(案) p.20 1.3.6 費用負担等に関するその他の留意事項	表6の物価変動の「ただし、30/1000以上の物価変動が見込まれる場合」の物価変動の指標をお示しいただきたい。	物価変動の指標については、「公共工事設計労務単価」や「民間会社などが調査を行っている建設資材価格」等が指標となると想定しています。ただし、詳細については業務開始後、個別に協議を行うこととします。
5	実施要項 ○実施要項(案) p.30 3.3. 配置予定者の業務実績に関する要件 ○実施要項(案)別紙資料別紙410 (提出様式1-5-1)業務実施体制	実施要項(案)3.3. 配置予定者の業務実績に関する要件の実施体制の「総括責任者は、原則、実施期間中専任とする。」とされ、実施要項(案)別紙資料 別紙410 (提出様式1-5-1)業務実施体制の注釈「※総括責任者及び総括責任者以外の業務責任者は、原則、実施期間中専任とする。」とされている。	ご意見を踏まえ、(提出様式1-5-1)業務実施体制の注釈については、「※総括責任者は、原則、実施期間中専任とする。」へ修正します。
6	実施要項 ○実施要項(案) p.33 4.1. 入札の実施手続及びスケジュール(予定)	④申請書類の受付期間の「令和4年6月上旬」については、「令和4年6月中旬」としていただきたい。	ご意見を踏まえ、「令和4年6月上旬」については、「令和4年6月中旬」に修正します。
7	実施要項 ○実施要項(案) p.36 4.2.3 企画書の内容	②企画提案の「なお、本業務開始初年度から実施しない提案事項については、開始年月を記載すること。」については、「実施の目安とし協議のうえで、実施時期を確定」させることを明記していただきたい。	企画提案については、実施時期を定めて提案いただく必要があると考えています。このため、原文のままとします。ただし、事業者の責に帰すことが出来ない事由により実施時期の変更を行う必要がある場合は、関東地方整備局と協議し、対応することとします。

「R4-8国営武蔵丘陵森林公園運営維持管理業務 実施要項(案)等」に対する意見

		ご意見		回答
NO	要項案における該当箇所	ご意見		
8	実施要項 ○実施要項(案) p. 42 5.2.2 総合評価の方法	業務に対する認識の「企画書に記載された実施方針が仕様書に定める基本方針と適合している。」については、様式1-6実施方針を指しているという理解でよいでしょうか。		ご意見を踏まえ、5.2.2 総合評価の方法に記載の『実施方針』については、『様式1-6実施方針』に修正します。
9	別紙資料 ○実施要項(案)別紙資料別紙45 個別仕様書【本業務全体の計画立案及びマネジメント】第6条入園料等の徴収	8項について、「ただし、事業者の責によらない事故等により未収金等が生じた場合は、関東地方整備局と事業者との間で協議の上対処するものとする。」(第7条同様)を記していただきたい。		ご意見を踏まえ、個別仕様書第6条入園料等の徴収については、「13.事業者の責によらない事故等により未収金等が生じた場合は、関東地方整備局と事業者の間で協議の上対処するものとする。」を追記します。
10	別紙資料 ○実施要項(案)別紙資料別紙146 収益施設等設置管理運営規定書 第47条 備品の取扱い	自転車購入に関する方針の「なお、TSマーク対象外の自転車については、購入後5年を経過した段階で随時新車に更新をする。」について、「購入後5年を経過した段階で随時新車に更新」ではなく、「専門業者等の点検により更新の必要が認められた車両に対し随時新車へ更新」としていただきたい。		ご意見を踏まえ、第47条 備品の取扱いについては、「なお、TSマーク対象外の自転車については、購入後5年を経過した段階で随時新車に更新を原則とし、5年を超えて使用する場合は専門事業者等により適切な点検を行うとともに、当該車両に起因する事故の補償は受託者の責とする。」へ修正します。
11	別紙資料 ○実施要項(案)別紙資料別紙415 (提出様式1-6)実施方針 ○実施要項(案)別紙資料別紙430 申請書類における留意事項について ○実施要項(案)別紙資料別紙453 企画書の提案に関する注意事項 ○実施要項(案)別紙資料別紙457 (様式3-3) ○実施要項(案)別紙資料別紙471 (様式3-7)	上記ではそれぞれ該当する提出書類について「白黒片面印刷で提出すること」と示されていますが「カラー片面印刷で提出」も可としていただきたい。		ご意見を踏まえ、別紙資料の該当箇所に記載の「白黒片面印刷」については、「白黒またはカラー片面印刷」と修正します。
12	別紙資料 ○実施要項(案)別紙資料別紙459 (様式3-4-2) ○実施要項(案)別紙資料別紙463 (様式3-4-6)	「※収益施設等設置管理運営規定書に示す期間・時間、料金を超える提案は不可とする。」について、「料金」は不可とする対象から外すべきではないでしょうか。		ご意見を踏まえ、(様式3-4-2)及び(様式3-4-6)に記載の「※収益施設等設置管理運営規定書に示す期間・時間、料金を超える提案は不可とする。」については、「※収益施設等設置管理運営規定書に示す期間・時間を超える提案は不可とする。」に修正します。